



屋外運動施設 使用料・使用期間等の変更



2019年10月から変更いたします。ご利用者皆様のご理解をお願いいたします。

■陸上競技場個人利用「高校生」枠の設定

個人利用区分	現料金 (1人1回)
大人 (高校生以上)	200 円
子ども (中学生以下)	100 円



新個人利用区分	新料金
大人	200 円
高校生	100 円
子ども(小・中学生)	50 円

■個人利用回数券の導入(陸上競技場・戸吹スケートパーク)

個人利用の回数券を10月から販売いたします。

公園名	種別	券面額及び枚数	金額
上柚木公園	陸上競技場 (貸切りでない場合)	子ども券	50 円券 11 枚 / 500 円
		高校生券	100 円券 11 枚 / 1,000 円
		大人券	200 円券 11 枚 / 2,000 円
戸吹スポーツ公園	スケートパーク (貸切りでない場合)	子ども券(市内)	250 円券 11 枚 / 2,500 円
		大人券(市内)	500 円券 11 枚 / 5,000 円
		子ども券(市外)	300 円券 11 枚 / 3,000 円
		大人券(市外)	600 円券 11 枚 / 6,000 円

○回数券の使用期限はありません。

○回数券の返還・返金はできません。

○富士森公園陸上競技場は、リニューアルオープン後から販売いたします。

■市外料金の導入(戸吹スケートパーク)

個人利用区分	現料金
貸切りでない場合 (全日)	子ども 250 円
	大人 500 円



新個人利用区分(全日)	新料金
子ども	市内 250 円
	市外 300 円
大人	市内 500 円
	市外 600 円

【備考】市内とは、市内在住、在勤または在学のいずれかの者、市外とはこれに該当しない者とする。

■季節時間区分の統一

施設名	使用期間	使用時間	新使用期間	使用時間
【テニスコート】 滝ガ原運動場 梶田運動場	4月1日～ 10月31日	8:45～10:45	3月1日～ 10月31日	8:45～10:45
		10:45～12:45		10:45～12:45
		12:45～14:45		12:45～14:45
		14:45～16:45		14:45～16:45
【ゲートボール】 梶田運動場	11月1日～ 3月31日	9:30～11:30	11月1日～ 2月末日	9:30～11:30
		11:40～13:40		11:40～13:40
		13:50～15:50		13:50～15:50

○滝ガ原運動場テニスコートのクレーコートのみ1月から3月末日まで閉場

■使用時間区分外における超過料金の導入

大会やイベント開催時の使用時間前後の料金が生じます。

適用範囲	超過金額
有料運動施設 及び用器具	<p style="text-align: center;">基本使用料額(利用料)の 30分相当額</p> <p>※30分に満たない端数は、30分とする。 ※10円未満の端数は、切り捨てる。</p>

⇒

〈例〉ダイワハウススタジアム八王子の場合
◇8月1日の16:45の利用時間後に60分延長して使用する

基本使用料額：8,000円（2時間以内）
⇒8,000円×1/4=2,000円（30分相当額）
⇒2,000円×2=**4,000円（60分の超過料金）**

■入場料を徴収する場合の特別徴収額の変更

種別	現金額	種別	新金額
入場料を徴収する場合 有料運動施設使用料に 右の額を加算 (1日、1回)	40,000円	職業スポーツ	200,000円
		社会人スポーツ	100,000円
		その他	50,000円

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会
生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課
(富士森体育館)
〒193-0931 八王子市台町2-3-7
TEL:042-622-6720